

春日井市産後ケア事業 委託事業者募集要項

1 趣旨

心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子に対し、母親の心身のケアや育児のサポートをすることで、安心して子育てができる支援体制を強化することを目的に産後ケア事業を実施する。このため、産後の母子ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有する等、春日井市（以下「市」という。）の定める要件に該当する事業者を募集する。

2 募集の概要

(1) 事業の名称

春日井市産後ケア事業

(2) 募集期間

令和7年12月10日（水）から令和8年1月30日（金）まで

(3) 契約方法

市と実施事業者で委託契約を締結する。

(4) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

3 事業の内容

詳細は、別紙「春日井市産後ケア事業委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(1) 対象者

市内に住所を有する者のうち、出産後1年未満の母親及びその生後1年未満の乳児（以下「母子」という。）であって、心身のケアや育児のサポート等を必要とする者とし、母親のみの利用を妨げない。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 母子のいずれかが感染症疾患に罹患している者

イ 母親に入院加療の必要がある者

ウ 母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある者

ただし、規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は対象者とする。

(2) 業務内容

次に掲げるサービスの全て又はいずれかを別表1の区分に基づくサービス内容の提供により、実施するものとする。

ア ショートステイ（宿泊型）

母子を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア及び育児に関する指導等を実施する。

イ デイサービス（通所型）

母子を日帰りで施設を利用させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア及び育児に関する指導等を実施する。

ウ アウトリーチ（訪問型）

母子の自宅等に訪問し、休養の機会を提供するとともに、心身のケア及び育児に関する指導等を実施する。

(3) 利用日数等

事業の利用日数は、出産後1年未満の期間内において、ショートステイ（宿泊型）、デイサービス（通所型）及びアウトリーチ（訪問型）（1日につき1回の利用に限る。）を合わせて7日を上限とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、利用日数又は利用回数の限度を超えて利用することができる。

(4) 実績報告

ア 事業者は、毎月、利用者の利用状況について、春日井市産後ケア事業実施報告書（仕様書様式1）及び春日井市産後ケア事業実施報告一覧表（仕様書様式2）を作成し、翌月10日までに市へ報告すること。

イ 事業者は、市による履行確認がされた後、委託料を市長に請求すること。

(5) 委託料

ア 市長は、利用料（別表3）から利用者の自己負担額（別表2）を控除した額に利用日数を乗じた額を委託料として、事業者に支払う。

イ 市長は、当該利用に係る乳児が多胎児の場合は、アの額に、2人目以降の多胎児1人につき多胎児による加算額（別表3）を加算し、事業者に支払う。ただし、3（3）に定める利用日数等の限度を超えた委託料は、特

段の事情がない限り支払わない。

ウ 事業者は、利用者から利用者の自己負担額を徴収する。なお、本事業について利用者に追加徴収はしない。(例 個室料や利用者の居宅へ訪問するための交通費等)

エ 事業者は、事業の経理状況を明らかにしておかなければならぬ。

(6) 守秘義務

事業の実施に従事する者は、事業の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 事業者の要件

市及び市に近接する市町村に住所を有し、次の要件をいずれも満たす事業者とする。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項若しくは同法第 5 条第 1 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項若しくは同法第 5 条第 1 項に規定する助産所であること。
- (2) 本事業に関する知識及び技術において高い専門性を有すること。また、宿泊型を行う場合は、母子の入院の受け入れが可能であること。
- (3) ショートステイ又はデイサービスを提供する場合、母子 1 組あたり 6.3 m²以上の個室が確保されていること。また、入浴施設及び沐浴指導施設を有すること。
- (4) 本事業の実施時間内においては、本事業に従事する助産師を 1 名以上配置し、母体ケア、乳児ケア及び育児指導・相談等を行う実施体制が確保できること。ショートステイの場合、24 時間体制で 1 名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。この場合において、助産師、保健師又は看護師は、本事業の専任であることを要しない。
- (5) 事故防止等に向けた安全面について（児の睡眠中の SIDS 予防、乳児を預かる場合の留意点、緊急時の対応体制、重大事案等発生時の対応など）「春日井市産後ケア事業に係る安全対策マニュアル」に基づき対応を行うこと。
- (6) 助産所は、あらかじめ緊急時に母子を受け入れてもらう協力医療機関と、産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連絡確認書（第 5 号様式）を

取り交わすこと。

- (7) 春日井市産後ケア事業実施要綱、本事業に係る契約書（仕様書を含む。）及び関係法令等を遵守すること。
- (8) 市との適切な連絡体制が確保できること。
- (9) アウトリーチは市内の事業者とし、訪問地域は原則市内全域とする。

5 申請

事業者は次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 春日井市産後ケア事業委託事業者申請書（第1号様式）
- (2) 事業者概要書（第2号様式）
- (3) 産後ケア事業類似業務実績（第3号様式）
- (4) 産後ケア事業実施体制計画書（第4号様式）
- (5) 産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（第5号様式）
(助産所のみ)
- (6) 産後ケア事業実施施設の図面（※個室の面積を記載）（ショートステイ及びデイサービスを実施する施設のみ）
- (7) 団体の事業内容が分かるパンフレット等
- (8) 定款（開設者が法人の場合）

6 事業者登録・契約

市は、申請受付後、申請書類の内容について書面による審査（必要な場合は事業実施予定施設の実地調査を含む。）を行い、審査の結果、適正に事業を実施できると判断した事業者と市で委託契約を締結する。また、市ホームページにて事業者名、所在地等について公表する。

7 申請及び問い合わせ先

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地 春日井市役所2階

春日井市 こども未来部 こども家庭支援課 母子保健担当

電話 (0568) 85-6170

電子メール kodomo@city.kasugai.lg.jp

別表1

区分	サービス内容	
ショートステイ (宿泊型)	原則、午前 10 時から翌日午後 4 時までを 1 泊 2 日の入所時間から退所時間とし、1 泊 2 日につき 4 食の食事（連泊の場合、1 泊ごとに 3 食追加）及び右欄のサービスを必要に応じて提供する。	ア 産後の母体管理及び生活面の指導 イ 乳房手当、乳房トラブルに関する相談 ウ 授乳方法 エ 沐浴及び入浴方法 オ 発育・発達に関すること カ 体重・排泄の観察 キ スキンケアに関する相談 ク 家庭に戻ってからの子育てや生活の仕方に関する相談及び指導 ケ 産婦の心理面のケア コ その他の必要とする保健指導
デイサービス (通所型)	原則午前 10 時から午後 4 時までの利用を 1 日とし、1 食の食事及び右欄のサービスを必要に応じて提供する。	
アウトリーチ (訪問型)	原則午前 9 時から午後 5 時までの間のうち、3 時間程度を 1 回とし、右欄のサービスを必要に応じて提供する。	

別表 2 利用者の自己負担額

利用者世帯区分		ショートステイ (1 日当たり)	デイサービス (1 日当たり)	アウトリーチ (1 回当たり)
区分 1	市民税課税世帯	3,000 円	2,000 円	1,000 円
区分 2	生活保護 市民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円

備考 多胎児による加算額は 0 円とする。

別表 3 利用料

	ショートステイ	デイサービス	アウトリーチ
1 日当たりの金額	28,000 円	17,000 円	8,000 円
多胎児による加算額	2,800 円	1,700 円	800 円

ショートステイの 1 日は、0 時から 24 時までとする。（1 泊 2 日の場合、2 日）

デイサービスの 1 日は、原則午前 10 時から午後 4 時までとする。

アウトリーチの 1 回とは、原則午前 9 時から午後 5 時までのうち、3 時間程度とする。

産後ケア事業は非課税。